



地域包括支援センターの業務



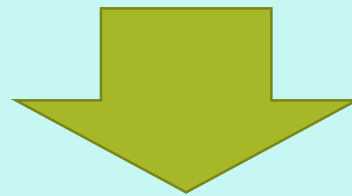
長寿安心課 介護事業担当

地域包括支援センターの目的

(地域包括支援センター)

第115条の46 地域包括支援センターは、第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び第115条の45第2各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、**地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。**

(介護保険法より)



ケアマネージャーのみなさんと同様の目的です。



地域包括支援センターの事業

- 総合相談支援事業
- 権利擁護事業
- 包括的、継続的ケアマネジメント支援業務
- 介護予防ケアマネジメント
- 指定介護予防支援
- その他の事業（介護家族支援・介護予防普及啓発事業ほか）

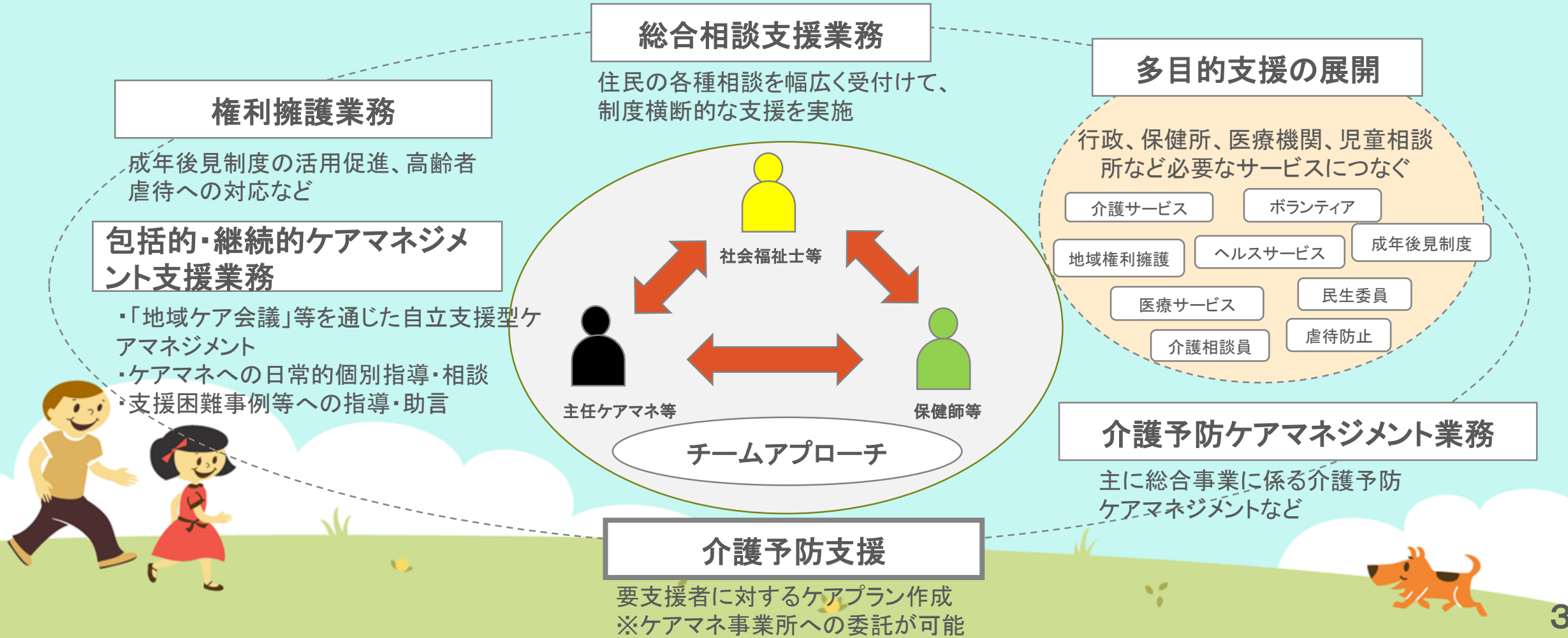


- **地域ケア会議推進事業**
- **在宅医療・介護連携推進事業**
- **認知症総合支援事業**
- **生活支援体制整備事業**



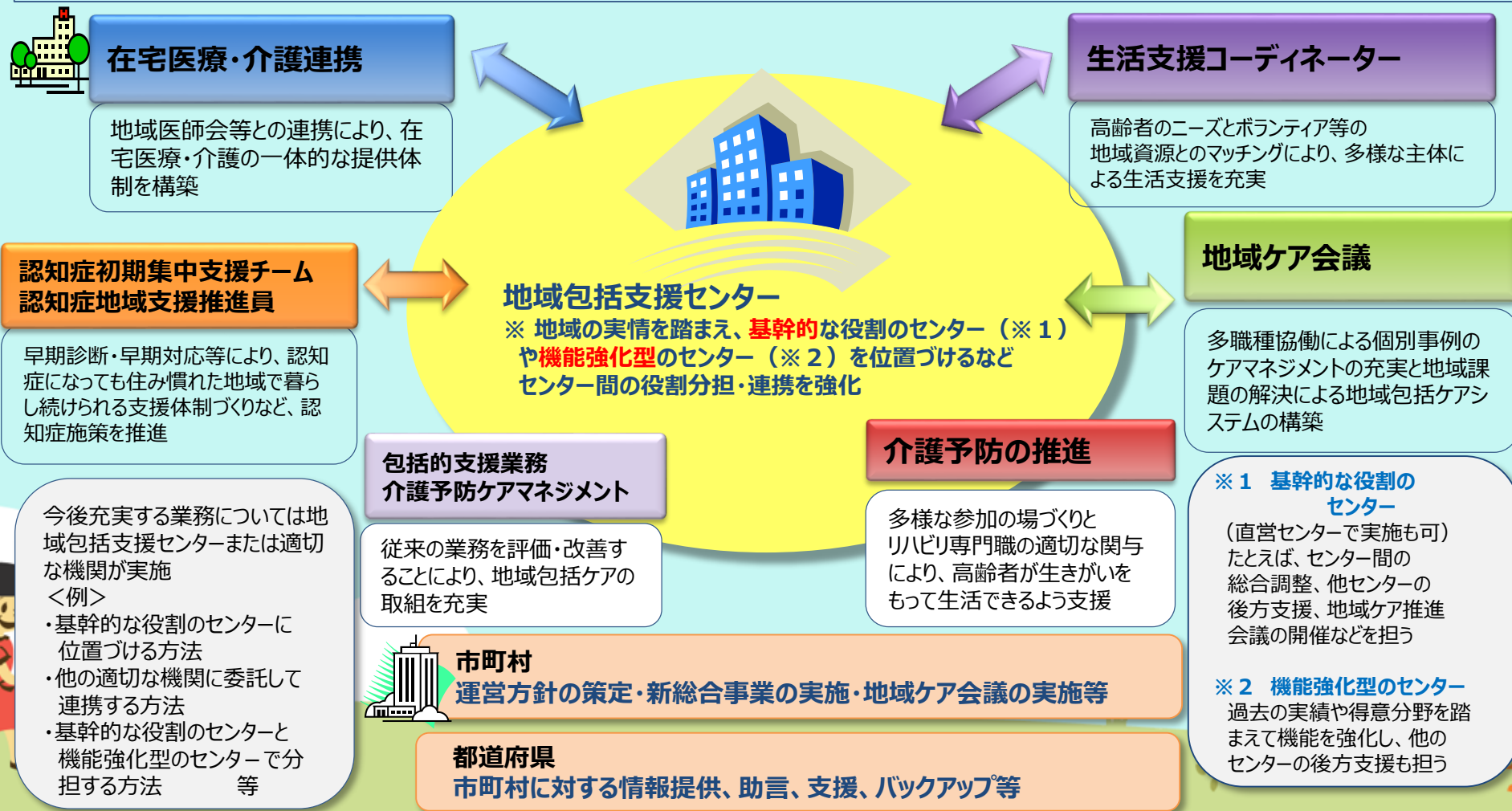
地域包括支援センターの事業(業務)

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことによりその保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。(介護保険法第115条の46第1項) 主な業務は、介護予防支援及び包括的支援事業(①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。



包括的支援事業【地域包括支援センターの機能強化】

- 高齢化の進展、相談件数の増加等に伴う業務量の増加およびセンターごとの役割に応じた人員体制を強化する。
- 市町村は運営方針を明確にし、業務の委託に際しては具体的に示す。
- 直営等基幹的な役割を担うセンターや、機能強化型のセンターを位置づけるなど、センター間の役割分担・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す。
- 地域包括支援センター運営協議会による評価、P D C Aの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。
- 地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行う。



総合相談事業

相談実績（平成29年度～令和2年度）

年度	相談	相談内訳			
		電話	来所	訪問	文書
平成29年度	23,792	12,233	3,000	8,476	83
平成30年度	21,858	11,348	2,973	7,451	86
令和元年度	23,912	12,876	2,578	8,312	146
令和2年度	32,793	20,832	2,525	9,123	313

■ 実態把握

① 民生委員による「ひとり暮らし等高齢者調査」の結果から

② 地域へ出向く講座などから

③ 自治会集会、サロンなどの集会への参加から など

④ 日常生活圏域会議 把握した情報をもとに戸別訪問→支援の有無→支援



権利擁護事業

① 高齢者虐待

年度	虐待相談	虐待訪問
平成29年度	184	15
平成30年度	221	31
令和元年度	208	37
令和2年度	112	24

「虐待かも？」と思ったら
相談してください

② 消費者被害の防止

啓発と予防

ミニ講座やパネル展示を行い通報、相談を啓発

③ 成年後見

年度	成年後見相談
平成29年度	307
平成30年度	172
令和元年度	165
令和2年度	156



包括的、継続的ケアマネジメント支援業務

- 日常生活圏域会議「事例検討会」
- 個々の介護支援専門員（ケアマネ）へのサポート



ケアマネへのサポート体制について掘り下げてみましょう。

どんな時に相談したらよいのでしょうか。

例えば… 専門外の医療情報、医師への接触の取り方、
問題ケース（家族間トラブルなど）の支援方法 等

基本的には、困ったときですが…

・「困った気持ち」があればそれだけでOKです。

→相談する前に「困っている内容」について整理しておく必要があります。

・困っているけど、「困っている内容について整理がつけられない」ようなケースについても、地域包括支援センターと一緒に考えてくれます。

ただし、報告だけでなく、相談する側の
見解は必要です。報告だけでは、包括
も困ってしまいます。

※特に権利擁護（後見人）に係る相談は包括の支援が重要になります。



介護予防マネジメント業務

- 指定介護予防支援事業所として
 - ①要支援者（介護予防給付）のマネジメント
 - ②要支援者（総合事業）のマネジメント
 - ③事業対象者（総合事業）のマネジメント
- ➡ ケアプランの作成



認知症予防、啓発

(脳力アップ教室)

パソコン編



ウォーキング編



料理編



認知症予防、啓発

(認知症サポーター養成講座)



一般介護予防事業 (一般高齢者への予防、啓発事業)

